

福岡県公報

平成二十年二月十三日
第二千七百八十四号
増刊 ①

目次

規 則 (第五号・第七号)

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(廃棄物対策課)

福岡県電気事業の財務に関する特例を定める規則を廃止する規則
(企業局管理課)

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則
(用地課)

訓 令 (第一号)

福岡県森林組合検査規程
(林政課)

教育委員会

福岡県立高等学校学校則等の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課)

規 則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年二月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五号

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成四年福岡県規則第五十八号)

(の一部を次のように改正する。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県電気事業の財務に関する特例を定める規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年二月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六号

福岡県電気事業の財務に関する特例を定める規則を廃止する規則

福岡県電気事業の財務に関する特例を定める規則 (昭和三十六年福岡県規則第三十二号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年二月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則

則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則 (平成六年福岡県規則第七十号) の一部を次のように改正する。

本則中「久留米市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓 令

福岡県訓令第一号

福岡県森林組合検査規程を次のように定める。

平成二十年二月十三日

福岡県知事 麻生 渡

水産林務部
農林事務所

福岡県森林組合検査規程

(趣旨)

第一条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百十一条の規定に基づき、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(検査権の行使)

第二条 検査は、知事が指定した職員（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。ただし、必要があるときは、検査員でない者を検査員の指揮下において検査に従事させることができる。

(検査事項及び範囲)

第三条 検査は、検査の日の属する事業年度に係る次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、必要があるときは、過年度に係るものについても行うことができる。

一 事業運営の状況

二 資産及び負債並びに損益の状況

(検査の方法)

第四条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において実地検査の方法により行うものとする。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において、帳票その他の書類につき行うことができる。

(無通告検査の原則)

第五条 検査はあらかじめ通告しないで行うものとする。ただし、知事が特に指示した場合はこの限りでない。

(検査命令書の提示等)

第六条 検査員は、検査を行うときは、検査員証（様式第一号）を携帯するとともに、組合の理事その他の責任者に対し、検査命令書（様式第二号）を提示するものとする。

(執務時間内検査の原則)

第七条 検査は、組合の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由があり、理事その他の責任者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(検査の立会)

第八条 検査員は、検査に当たっては、理事その他の責任者一人以上の立会を得て行うほか、監事の立会を得るように努めるものとする。

2 検査員は、必要があると認めるときは、福岡県森林組合連合会の職員の立会を求めることができる。

(私物検査の制限)

第九条 検査員及び第二条ただし書に規定する者は、組合の役員及び職員の私物について検査を行ってはならない。ただし、検査員は、検査上特に必要があると認めたとときは、当該役員又は職員の承諾を得て行うことができる。

(関係者との照査)

第十条 検査員は、検査上特に必要があると認められるときは、組合員、退職した役員又は職員その他の関係者に対し、任意に説明、答弁又は関係資料の提出を求めることができる。

(検査の中止又は延期)

第十一条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査の全部若しくは一部を中止し、又は延期することができる。

一 第八条第一項に掲げる者を立ち会わせることができないとき。

二 検査すべき帳票その他の書類の大部分が検査の場所に現存せず、かつ、直ちにこれを備えさせることが困難であると認められるとき。

三 検査すべき帳票その他の書類が著しく不備なため、業務及び会計の状況を知ることが困難であると認められるとき。

四 その他重大な事由により、検査の実施が困難であると認められるとき。

2 前項の場合において、検査の全部若しくは一部を中止又は延期したときは、直ちに

その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(検査組合に対する配慮)

第十二条 検査員及び第一条ただし書に規定する者は、検査に当たっては、組合の業務の執行に支障のないように努めるものとする。

(検査結果による措置)

第十三条 検査員は、検査を終了したときは、検査によって明らかとなった事項について、役員に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更できる。

2 検査員は、検査終了後、速やかに、検査報告書を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の検査報告書の提出があつたときは、検査員に検査書を作成させ、当該組合に交付するものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第十四条 検査員は、拒否又は妨害により、検査の実施が困難であると認めるときは、直ちにその旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(検査台帳)

第十五条 検査員は、検査終了後、速やかに、検査台帳に必要な事項を記載するものとする。

(補則)

第十六条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第6条)

表 紙

<p>森林組合検査員証</p> <p style="text-align: center;">職 名 氏 名 生年月日</p> <p>上記の者は、森林組合法第111条の規定に基づく検査を行う職員であることを証明する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p>第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真 ちょう付</p> </div>
<p>福岡県知事 印</p>	

裏 面

注 意

- 1 本証は組合の検査に際して必ず携帯すること。
- 2 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 3 検査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返付すること。

森林組合法 (抜すい)
(業務又は会計状況の検査)

第111条 組合員又は会員が総組合員又は総合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

- 2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 3 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第101条第1項第13号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。
- 5 行政庁は、前各項の規定により組合（生産森林組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 6 前条第4項の規定は、前項の規定による子会社等の検査について準用する。

(備考) 用紙は60mm x 90mmとする。

様式第2号 (第6条)

第 号

検査命令書

職名 氏名

森林組合法第111条第 項の規定に基づき、
の検査を命ずる。

年 月 日
福岡県知事 印

記

検査期間	予備検査	年	月	日から	月	日まで
	本検査	年	月	日から	月	日まで

教育委員会

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年二月十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改める。

第一条の二中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

第十三条第一項中「第六十三条」を「第九十五条」に改める。

(福岡県立中学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立中学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育」に改める。

第二条中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

(福岡県立中等教育学校学則の一部改正)

第二条 福岡県立中等教育学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中等普通教育並びに高等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育」に改める。

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第四条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成二年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第45条の2」を「第55条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円(税込・郵便料別)